



住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や予期せぬ事由で収入が減少した世帯を支援する新たな給付金です。
- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、**対象外**です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 令和5年度住民税非課税世帯
基準日（令和5年6月1日）時点で
下松市に住民登録があり
世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

II 家計急変世帯等
予期せぬ事由で収入が減少し、
世帯全員が
「住民税非課税相当」
となるなど I に該当しない世帯

確認書が届きます（**要返送**）

※一部申請が必要な場合があります。

提出期限：令和5年10月31日（火）

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

※受付開始時期は、市HPおよび市広報
でお知らせします。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から下松市にお住まいの場合

- ・基準日(令和5年6月1日)時点で対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。確認書の内容を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

(2) 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合など

- ・申請が必要な場合があります。※申請方法等、詳細はお問い合わせください。

II 家計急変世帯等

(予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当※となった I 以外の世帯)

- ・申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にご提出ください。

※申請方法等、詳細はお問い合わせください。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることです。

〈参考〉下松市非課税相当収入限度額早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	209.7万円
障害者・未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

! 物価高騰重点支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」
にご注意下さい！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。



注意

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ

〒744-8585

下松市大手町3丁目3番3号

下松市臨時給付金担当 ☎0833-45-1896

受付時間 9:00～17:00（土日祝を除く）

